

コロナ融資（ゼロゼロ融資等）の借換え需要や 新たな資金需要に対応する保証制度

伴走支援型特別保証（コロナ借換え保証）

詳細は本協会ホームページから
ご覧いただけます。
(必要書類のダウンロードもこちらから)



Point
1

国が当初保証料を補助

当初保証料の実質負担は年 0.20%～1.15%

Point
2

最長 10 年の借入、5 年間の据置が可能

Point
3

借換えによる返済負担軽減ができるとともに、 新たな資金需要にも対応

Point
4

金融機関からの継続的なフォローアップ

要件 (1) **SN 4号** 認定取得※

※認定取得に関する基準及び詳細は各市町村にお問い合わせください。

要件 (2) **SN 5号** 認定取得※

※認定取得に関する基準及び詳細は各市町村にお問い合わせください。

要件 (3) **一般** 次の①、②、③のいずれかに該当

- ①売上高が5%以上減少していること
- ②売上高総利益率が5%以上減少していること
- ③売上高営業利益率が5%以上減少していること

※詳細は裏面をご覧ください

セーフティネット

一般



中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE

愛知県信用保証協会

お問い合わせ先

本店 : ☎ 0120-454-754 (お客様専用フリーダイヤル)

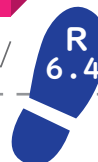
西三河支店 : ☎ 0564-25-2430

東三河支店 : ☎ 0532-57-5611

(ホームページ)



(公式 SNS)



伴走支援型特別保証の概要

★愛知県融資制度を
兼ねる場合の取扱い

対象者	次のすべての要件を満たす中小企業者 1 次のいずれかに該当していること（※） 要件（1）：セーフティネット保証4号認定取得 要件（2）：セーフティネット保証5号認定取得 要件（3）：次の①または② i から vi のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5％以上減少 ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5％以上減少 ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5％以上減少 iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5％以上減少 iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5％以上減少 v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5％以上減少 vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5％以上減少 2 経営行動に係る計画書を策定していること  必要書類 ✓ 市町村長の認定書（要件（1）・（2）の場合） ✓ 売上高・売上総利益率・営業利益率 減少要件確認書（要件（3）の場合） ✓ 経営行動計画書																				
融資限度額	1億円																				
融資期間	10年以内（5年以内の据置が可能）ただし、一括返済の場合は1年以内																				
貸付利率	金融機関所定金利★1年超3年以内：年1.1%以内、3年超5年以内：年1.2%以内、5年超7年以内：年1.3%以内、7年超10年以内：年1.4%以内																				
資金使途	運転資金または設備資金																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付★証書貸付																				
返済方法	分割返済または一括返済（一括返済の場合は1年以内）★均等分割返済																				
保証料率	・要件（1）・（2）の場合 →年0.85% 国からの当初保証料補助により実質負担年0.20%となります。 ・要件（3）の場合 →年0.45～2.20% (中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1～9の区分に分類されます。) 国からの当初保証料補助により実質負担年0.20～1.15%となります。 (単位 年率%) <table><tr><td>区分</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>実質負担 (%)</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.85</td><td>0.70</td><td>0.60</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.20</td></tr></table> ★条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となります。	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	実質負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
実質負担 (%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20												

※本制度は、令和六年能登半島地震について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、被災されたかたもご利用いただけます。
なお、この場合は愛知県融資制度を兼ねることができません。

本制度の経営者保証免除対応について

次の①及び②を満たす場合に、信用保証料を0.20%上乗せすることにより**経営者保証を免除することができます。**

(上乗せ分も補助の対象となり、実質負担は上表と同じ)

- 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
 - 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ★経営者保証免除対応を適用する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。

(注) 申込みは金融機関（愛知県融資制度を兼ねる場合は、愛知県融資制度保証取扱金融機関）からとなります。
金融機関および本協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

取扱期限：令和6年6月30日申込受付分まで